

## 自主防災会規約

(名 称)

第1条 この自主防災組織の名称は、 自主防災会（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この会は、住民互助の精神に基づく自主的な防災活動（災害対策基本法及び愛南町地域防災計画の規定）により、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等応急対策に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (5) その他この会の目的を達成するため必要な事項。

(会 員)

第4条 この会は、 自治会（町内会）にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第5条 この会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 名
- (2) 副会長 名
- (3) 会 計 名
- (4) 班 長 若干 名
- (5) 監 査 名

2 会長は、自治会（町内会）で推薦する。

3 会長以外の役員は、会長の推薦により、 自治会（町内会）の承認を得て、会長が委嘱する。

4 役員任期は、 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。

3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。

4 監査は会計を監査する。

(会 議)

第7条 この会に総会および役員会をおく。

(総 会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要があるときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 事業計画に関する事。
  - (3) 予算及び決算に関する事。
  - (4) その他総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第9条 役員会は、役員のほか、会長の指名する者によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会提出議案に関する事。
  - (2) 総会から委任された事。
  - (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第10条 この会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
  - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
  - (2) 防災組織の普及に関する事。
  - (3) 防災訓練の実施に関する事。
  - (4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び炊き出しに関する事。
  - (5) その他必要とする事項

(会 費)

第11条 この会の会費は、総会の議決により、別に定める。

(経 費)

第12条 この会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第 14 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行い、結果を総会に報告するものとする。

(委 任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。